

コープ文化センター丸亀施設利用について

1. (使用原則)

施設は生協組合員が「協同互助の精神にもとづき、組合員の生活の文化的経済的改善向上をはかること」を目的として作られた施設です。従って、生協運動の発展と生活文化の向上に役立つよう広く組合員に

2. (使用対象)

使用原則に基づいて利用を希望する方へ貸出しを行います。生協活動(委員会活動)を最優先します。

3. (使用申込み)

施設を使用しようとする者(委員会も含む)は、事前に使用申込書にてセンター事務局に申し込むものとします。また、使用する内容に変更があった場合も同様とします。

4. (使用許可)

- ①使用原則及び使用対象に基づいて申込順を原則としてセンター長が許可します。
- ②日程、時間の調整を要するため、センター長が使用許可について検討を要すると判断したものは本部と相談して決めます。

5. (使用不許可)

次の各号のうち1つに該当するときは使用を認めません。

- ①建物及び付属施設をき損するおそれがあるとき
- ②営利を目的とするもの
- ③使用条件に定める遵守事項にしばしば違反するとき

6. (仕様変更)

2ヶ月以上にわたって定曜日を使用する場合、生協の都合で会場が必要な時は10日前までに連絡して使用日を変更することができるものとします。

7. (使用時間)

会場を使用するものは次の事項を守らなければなりません。

- ①冷暖房機の使用についてはセンター事務局で取り扱い、無断使用を禁じます。
- ②備品等の使用は事前に申し込んだのち使用をすることとし、使用後は現状に整理整頓すること。
- ③会場使用後は、床、机等使用したものが清掃を行うこと。
- ④使用目的を勝手に変更しないこと。

8. (使用時間)

使用時間は9時から20時までとし、次の通り区分する。

- ①9時～12時
- ②13時～16時
- ③17時～20時

9. (使用料金)

コープ委員会による生協活動は、使用料及び冷暖房料とも無料とする。委員会活動以外(生協に登録されたサークル活動も含む)の使用については、使用料金表にもとづくものとする。(使用申込時に料金の徴収をします。)

10. (休館日)

休館日は日曜日・祝日・振替休日とする。

11. (特別休館日)

●8月11日(土)～8月15日(水)

●12月29日(土)～1月3日(木)

コープ文化センター・丸亀使用料金表

※上段は本使用料、()内は税込使用料

使用施設	基本使用料金(円)			昼間	昼夜間	全日	施設内の収容人数
	9時～12時	13時～16時	17時～20時	9時～16時	13時～20時	9時～20時	
3F多目的ホール①②③	2,500 (2,750)	2,500 (2,750)	2,500 (2,750)	5,000 (5,500)	5,000 (5,500)	7,000 (7,700)	180人
3F多目的ホール①②	2,000 (2,200)	2,000 (2,200)	2,000 (2,200)	4,000 (4,400)	4,000 (4,400)	5,000 (5,500)	132人
3F多目的ホール①	1,500 (1,650)	1,500 (1,650)	1,500 (1,650)	3,000 (3,300)	3,000 (3,300)	4,000 (4,400)	84人
3F多目的ホール②	1,000 (1,100)	1,000 (1,100)	1,000 (1,100)	2,000 (2,200)	2,000 (2,200)	3,000 (3,300)	48人
3F多目的ホール③	1,000 (1,100)	1,000 (1,100)	1,000 (1,100)	2,000 (2,200)	2,000 (2,200)	3,000 (3,300)	48人
シャワー室	500 (550)	500 (550)	500 (550)	1,000 (1,100)	1,000 (1,100)	2,000 (2,200)	
会議室A	1,000 (1,100)	1,000 (1,100)	1,000 (1,100)	2,000 (2,200)	2,000 (2,200)	3,000 (3,300)	42人
会議室B	1,000 (1,100)	1,000 (1,100)	1,000 (1,100)	2,000 (2,200)	2,000 (2,200)	3,000 (3,300)	24人
和室	1,000 (1,100)	1,000 (1,100)	1,000 (1,100)	2,000 (2,200)	2,000 (2,200)	3,000 (3,300)	
調理実習室	2,000 (2,200)	2,000 (2,200)	2,000 (2,200)	4,000 (4,400)	4,000 (4,400)	5,500 (6,050)	24人
展示室	1,500 (1,650)	1,500 (1,650)	1,500 (1,650)	3,000 (3,300)	3,000 (3,300)	4,000 (4,400)	

- 1) 使用許可時間外の超過使用料は、1時間につきその時間の属する基本使用料の40%の額とする
- 2) 冷暖房料は、規定使用料及び超過使用料の合算額の50%の額とする。
- 3) 上記以外の使用に関する事柄については本部と協議の上、判断する。